

♪結婚新生活を始めるための費用を助成します♪

うきは市結婚新生活支援事業



うきは市では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用について、一世帯あたり**30万円を上限**として補助します。

対象となる世帯

対象となるのは、次の条件を**全て**満たす方です。

- ① 平成31年1月1日から令和2年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻日時点で、夫婦の**双方又は一方の年齢が34歳以下**であること。
- ③ 申請時点で夫婦ともうきは市に住民票があること。
- ④ 新居がうきは市内にあり、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。
- ⑤ 夫婦の**所得の合計額が340万円未満**であること。

※ 貸与型奨学金を返済した方、返済している方は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の当該年間返済額を所得から控除できます。

※ 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者は、所得なしとして算出します。

- ⑥ 他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。

対象となる経費

平成31年1月1日から令和2年2月28日の間に、転居のために支払った、次の①～③の費用を対象とします。

- ① 新規の住宅貸借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ② 新規の住宅取得(購入)費用
- ③ 結婚に伴う引越し費用(業者への支払代金)

申請期間

平成31年4月15日～
令和2年2月28日まで

助成額

1世帯当たり**上限30万円**
※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します

申請・問合せ先

うきは市役所 企画財政課企画調整係

電話：0943-73-9152

※くわしくは、うきは市ホームページをごらんください。<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>

📄 必要書類については、裏面をご覧ください。

申請に必要な書類



次の書類を、企画財政課企画調整係へ提出してください。

	チェック	書類
①		結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
②		夫婦の記載のある戸籍謄本もしくは結婚届受理証明書
③		夫婦それぞれの、申請日時点における直近の所得証明書（市長村長が発行するものに限る）
④		新婚世帯全員の住民票
⑤		※結婚を機に離職し、申請時において無職の場合 誓約書及び離職したことがわかる書類（離職票、退職証明書など）
⑥		※貸与型奨学金の返済を行った場合 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（所得証明書の期間と同一期間の返済額が分かる書類を用意してください。）
⑦		※住宅購入の場合 物件の売買契約書（支払いを既に行っている場合は、その領収書も）
⑧		※住宅貸借の場合 物件の賃貸借契約書と、支払いを既に行っている場合はその領収書(口座引き落としの場合は、通帳など)
⑨		※住宅貸借の場合 住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑩		※引越し費用の場合 引越しに係る領収書

※①～④は全ての申請者、⑤～⑩は該当する方のみご提出ください。

※上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

※①交付申請書、⑤誓約書、⑨住宅手当支給証明書は、うきは市HPからダウンロードできます。

Q1 レンタカーを借りた場合、友人に頼んで引越しをした場合の引越し費用は対象になりますか？

A1 対象ではありません。引越し業者等に依頼したものが対象です。

Q2 再婚も対象になりますか？

A2 夫婦のどちらも過去にこの補助金（他自治体含む）を受けたことがなければ、対象になります。



◎対象要件の確認など、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。